

みなさんのアイデアを実現してみませんか！

～村有財産を有効活用！～

村有財産活用民間提案制度募集要項

1 趣旨

本募集要項は、民間事業者が持つユニークな発想やアイデアによる提案を幅広く募集し、村有財産を最大限活用することを目的とし、財産有効活用民間提案制度（以下「民間提案制度」という。）について必要事項を定めたものです。

2 制度概要

民間提案制度は、民間事業者から財産の利活用に関する提案を求め、村の財政コストの削減と住民サービスの向上等につながる提案を選定し、本村との協議を経て実施していくものです。

提案が採用され、本村と協議が整った場合には、提案者と契約を行います。

※ただし、この制度は解除条件付きの制度であり、関係者との調整がつかない等の事由で提案内容が実現できなくなった場合には、本件は事業化されません。

【民間提案制度におけるお互いのメリット】

（鮫川村のメリット）

- 財産の有効活用
- 財政コストの軽減
- 地域の活性化

（民間事業者のメリット）

- 新たなビジネスモデル
- 事業者イメージの向上

【地域振興に資することを目的とした事業】

次表に掲げる区分の要件をいずれかを満たす提案であることとします。

区分	要件
産業の振興	本村の産業の振興に資するものであること
雇用の機会の創出	地域の雇用創出につながるものであること
社会福祉の増進	本村の社会福祉の増進に資するものであること
教育・文化の振興	本村の教育・文化の振興につながるものであること
その他	上記に掲げるもののほか、地域の実情に則した地域活性化につながるものであること

3 募集する提案

民間提案制度では、提案者自らが実施し、村の財政コストの縮減や住民サービスの向上等につながる提案を募集します。

提案の種類は、未利用財産等の借受けに関する「未利用財産等の活用提案」です。

ただし、次のような提案は事業化できません。

- ・本村に経費負担が発生する提案
- ・提案者以外が実施主体となることを前提とした提案
(提案者と実施主体間で合意がなされている場合は、共同でご提案ください。)
- ・公序良俗に反する事業を行うなど村がふさわしくないと判断した提案
- ・施設の廃止や休止などを伴う提案
(既に廃止、休止等の方針が示されている財産に対する提案、敷地の一部など未利用部分のみの借受けで当該機能に支障をきたさないような提案などは可。)

4 募集する未利用財産

① 未利用財産等の活用提案

下記の未利用財産等

(担当所管所属)

- | | |
|---------------------|-------|
| 1 鮫川村交流施設（体験館のみ） | 農林商工課 |
| 2 鮫川村農村体験交流施設（山王の里） | 農林商工課 |

5 提案できる方

提案内容を自らが実施する法人及びその他団体（個人事業主、共同提案も可能）が提案できます。法人格の有無は問いませんが、提案した事業を安定的に実施できる団体に限ります。ただし、次の事項のいずれかに該当する方は提案者及び構成員となることができません。

- (1) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
 - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中のもの及び会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中のもの
 - (3) 法令等に違反しているもの
 - (4) 社会的信用を著しく損なうような問題を起こしているもの
 - (5) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの
 - (7) 税を滞納しているもの
 - (8) その他、財産の有効活用の実施主体として適当でないと村長が認めるもの

6 提案内容の実施期間

提案内容の実施期間は、原則として5年以内で、本村との協議により成立した期間とします。ただし、提案事業者が行う建物の建築や改修等の理由で、本村がそれを超える契約が必要だと判断した場合は、この限りではありません。

7 提案制度の流れ

	提案者		村
事前相談	①事前相談申込書の提出	→	受付・参加資格の確認
		←	②参加資格確認結果通知
提案・審査	③提案書等の提出	→	提案内容の審査
		←	④審査結果の通知
契約	事業化に向けた協議	↔	事業化への協議
			(議会等の必要な手続き)
	契約の締結	↔	契約の締結
	事業開始		モニタリング

《令和7年度 提案制度スケジュール》

提案の募集開始	令和7年10月27日（月）
事前相談及び現地確認の受付	令和7年11月4日（火）～令和7年11月20日（木）
提案書類の提出期限	令和7年11月28日（金）
書類審査	令和7年12月上旬
（プレゼンテーション審査）	令和8年1月下旬
審査結果の通知・公表	令和8年2月中旬

具体的な提案制度の流れ
(1) 事前相談 本提案制度をより効率的かつ効果的に運用するため、「未利用財産等の活用提案」については、提案前の事前相談（面談）を必須とします。事前相談を行っていない提案は受け付けることができませんので、ご注意ください。なお、ご不明な点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。 ア 申し込み方法 「事前相談申込書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、郵送、メール、FAXにより各財産所管所属までお申し込みください。後ほど面談日についてご連絡いたします。 イ 相談内容に対する情報提供 面談時に、事前相談書の記載内容等を踏まえて、相談いただいた財産に関する基本的な情報をお知らせします。 ウ 本村からのヒアリング 面談時に、検討されている提案内容についてヒアリングを行います。その内容を踏まえ、提案の実現性・妥当性に関する意見照会を行い、関係法令に抵触する、提案の事業内容に重大な課題がある等、明らかに実現性が低いと判断される提案については、その理由をお伝えしたうえで、再検討をお願いする場合があります。 エ 現地調査 提案にあたり、現地確認（物品等の実物確認を含む。）をしていただきます。各財産所管所属が仲介した施設管理者と日程調整を行ったうえで現地確認を実施してください。なお、現地確認については、施設運営に支障のない範囲で行うようにしてください。 オ その他 面談時の質問については、メールやFAXにて対応するとともに、村ホームページにて随時掲載します。

(2) 提案書等の提出	
提案に必要な書類は下記のとおりです。必要事項を記載の上、令和7年11月28日（金）の提出期限までに持参又は郵送により事務局に必要部数を提出してください。なお、必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。	
ア 提出書類	
提出書類	提出部数
（様式第3号）提案書	6部
（様式第4号）提案に係る誓約書	1部
（様式第5号）提案団体調書	1部

イ 提出先

〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5
各財産所管所属 宛

ウ 提出時間

役場開庁日（平日）の午前9時から午後5時までとします。土日や祝祭日の受付はできません。郵送の場合は、提案書類の提出期限日の消印有効とします。

(3) 提案書等の審査

ア 書類審査

提案者から提出された提案書等については、提案書類の内容が提案要件を満たしているか審査します。書類審査後、後日にプレゼンテーションによる審査を行いますので、日程等を併せて通知します。

【審査の流れ】

活用提案 → 書類審査 → プレゼンテーション審査 → 結果の通知

プレゼンテーション審査

庁内にて、プレゼンテーションによる提案審査を行います。一つの財産に複数の提案があった場合は、併せて優先順位付けを行います。

【審査の方法】

- (i) 審査は、村有財産活用民間提案審査会にて、提案者自身が提案内容を基にプレゼンテーションを行います。
- (ii) 審査にあたっては、下記の観点に基づいて行うこととし、採否は村有財産活用民間提案審査会で決定します。

【審査の観点】

独自性	独自のアイディアや工夫に基づく付加価値があるか
公共サービスの充実	住民サービスの向上につながる事業内容となっているか
地域性	地域の雇用や経済等の活性化が図れるか
財政負担の軽減	村の歳入アップに繋がる事業内容となっているか
実現性	実現性の高い内容となっているか 法令の適合性、リスク管理など民間活力等の導入にあたって支障となる事項はないか

【採否の区分】

- ・採用（一部採用）：今後の協議対象提案として、事業化に向けた協議を行うもの
- ・不採用：事業化に適さないと判断されたもの、現時点では実現が困難であるもの
- (iii) 審査は非公開で、提案者ごとに個別で行います。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、全ての提案者に通知するとともに、村のホームページで公表します。公表対象は「提案内容」「提案の採用可否」とし、その後の事業化に向けた協議を経て、契約締結に至った場合は、「提案業者名」も公表いたします。

(5) 事業化に向けた協議

ア 必要書類提出

採用された提案事業の提案者は、下記の書類を事務局まで1部提出してください。

提出書類	未利用財産等の活用提案
法人登記事項証明書又は定款及びこれに準ずる書類	○
役員名簿（法人の場合、最新のもの）	○
開業届の写し（個人事業主の場合）	○
構成員、責任の範囲を定めた協定書等（様式任意、グループ又は任意団体の場合）	○
財務諸表又は提案者の経営状況等が分かる書類（令和6年度分）	○

イ 事業化に向けた協議

採用された提案事業の提案者は、上記書類の提出後に、事業化に向けて財産所管所属と詳細協議を進めます。なお、この際の協議は提案者が行った提案の範囲内で行うものとします。また、協議が整わない場合は事業化されません。

ウ 事業化に向けた注意点

本制度は、解除条件付の制度であり、交渉権者との協議が成立した場合においても、関係者との調整がつかない等の事由により、提案事業の実施ができなくなった場合には、本件は事業化されません。

エ 契約方法

協議や関係者、議会との調整等の結果、協議が成立した場合、事業者として本村と契約（随意契約）を締結します。

オ 結果に対する情報公開

協議の結果は、本村のホームページにて公表します。

(6) 事業実施（契約締結後）

契約締結後、事業者は責任をもって提案内容を履行することとします。また、財産所管所属が適宜実施するモニタリングについて、事業者は協力することとします。

8 留意事項

ア 提案者の失格要件

- 提案者が次の要件に該当する場合は失格とします。
- ・各提出書類において虚偽の内容を記載された場合
 - ・本要項に定める事項を遵守しない場合

イ 提案に係る費用負担

原則、提案に係る費用は、提案者の負担とします。

ウ 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、書類の返却はいたしません。また、本村は提案募集以外の目的で提出書類を利用することはありません。なお、提案者が事業者となった場合、著作権は本村に帰属するものとします。

エ 特許権等の侵害等

提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本村に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者

に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない場合、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるものとします。

オ 提案に対する情報公開

鯨川村情報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。

9 問合せ先（事務局）

「制度全般に関すること」については総務課財政係

TEL 0247-49-3111

FAX 0247-49-2651

E-mail soumu@vill.samegawa.fukushima.jp